

センター使用臨時号 5/11

青梅市長洲市民センター

☎0428-22-3249

長洲市民センターE-mail cen100302@city.ome.lg.jp

## ◆市民センター施設の使用制限について（延長）◆

国の緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年5月11日（火）まで行っている、市内の市民センターの会議室、体育館、和室、料理教室、陶芸窯および併設している図書館は終日貸出（使用）中止する措置を、**令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで延長**いたします。

なお、施設利用業務以外の**住民票等の交付事務等については平常通り行っております。**

市民センター利用者の皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

**※緊急事態宣言がさらに延長となった場合は、制限期間が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。**

**※この間、市民センターの閉館は17時となります。**



### 【施設使用料の還付について】

使用制限中で既に納付済みの使用料については、全額還付いたします。最寄りの市民センターで還付の手続きをお願いいたします。

必要なもの：使用承認書兼領収書、印鑑（シャチハタ不可）、振込口座のわかるもの（1800円以下の場合は不要）

**※還付の手続きは職員がいる17時までをお願いいたします。**

## ◆その他体育施設等の使用制限について（延長）◆

**期間：令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで延長**

### 【終日施設の貸し出しを中止する施設】

ネットたまぐーセンター、住友金属鉦山アリーナ青梅ほか、屋内体育施設、福祉センター

### 【臨時休館する施設】

中央図書館、郷土博物館、文化財住宅（旧宮崎家住宅・旧稲葉家住宅・旧吉野家住宅）など

上記の詳細については、青梅市ホームページで確認願います。